

葬祭組合告示第8号

平成23年7月 佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合議会臨時会を次のとおり招集する。

平成23年7月8日

佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合  
管 理 者 小 坂 泰 久

1 日 時 平成23年7月15日(金)午後2時

2 場 所 佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合会議室(2階)

3 付議事件

- (1) 専決処分の承認を求めることについて
- (2) 佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- (3) 佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
- (4) 佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合斎場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について
- (5) 平成23年度佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合一般会計補正予算(第1号)

平成23年7月

佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合議会臨時会会議録

○招集日時

平成23年7月15日(金曜日)午後2時

○招集場所

佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合 会議室(2階)

○出席議員(7名)

1番	及川俊子(副議長)	四街道市議会選出
2番	川名部実	佐倉市議会選出
3番	伊藤壽子	佐倉市議会選出
4番	藤和雄(議長)	佐倉市長
5番	佐渡斉	四街道市長
6番	広瀬義積	四街道市議会選出
7番	御園生浩士	酒々井町議会選出

○欠席議員(なし)

○議案説明のための出席者職氏名

管 理 者	小坂泰久	酒々井町長
会 計 管 理 者	浅野恵美子	酒々井町会計管理者
事 務 局 長	石井八仁	
事 務 局 次 長	藤崎泰宏	

○構成市町出席職員

佐倉市	大野直道	経済環境部長
佐倉市	高橋竹男	環境保全課長
四街道市	鶴澤洋	環境経済部長
四街道市	竹内輝夫	環境政策課長
酒々井町	矢部雄幸	民生担当参事
酒々井町	越川光司	生活環境課長

○議会事務局出席職員

事務局主幹	藤方英和
事務局副主幹	中村忍

○連絡員

施設管理班主査	門山幸子
施設管理班副主査	織田勝広
施設管理班副主査	相京夕起夫

○会期

平成23年7月15日(金曜日) 1日

○議事日程

平成23年7月15日(金曜日)午後2時開議

- 日程第1 諸般の報告
- 日程第2 議席の指定
- 日程第3 議長の選挙
- 日程第4 会議録署名議員の指名
- 日程第5 会期の決定
- 日程第6 行政報告
- 日程第7 議案の上程、質疑、討論、採決
- 日程第8 一般質問

○議案

- 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて
- 議案第2号 佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第3号 佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第4号 佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合斎場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第5号 平成23年度佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合一般会計補正予算(第1号)

---

## 開会の宣告

午後 2 時 2 0 分 開会

- 副議長（及川俊子） ただいまの出席議員は 7 名で、議員定数の過半数に達しております。よって、平成 23 年 7 月佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合議会臨時会は成立いたしました。
- これより、佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合議会臨時会を開会いたします。
- 

## 諸般の報告

- 副議長（及川俊子） 日程第 1、諸般の報告を行います。

本年 4 月の任期満了による改選に伴い、佐倉市及び酒々井町において新たに組合議会議員が選出されておりますので、ご報告いたします。先ほどご報告いただきました、蕨和雄議員が平成 23 年 4 月 27 日付で関係市町の長の職にある者として、組合議会議員に就任しております。また、川名部実議員及び伊藤壽子議員が平成 23 年 5 月 17 日付で、佐倉市より選出されました。また、御園生浩士議員が平成 23 年 5 月 10 日付で酒々井町より選出されました。

次に、監査委員より例月出納検査の実施報告がありました。その写しをお手元に配付いたしましたので、ご了承願います。

---

## 議席の指定

- 副議長（及川俊子） 日程第 2、議席の指定を行います。

今回新たに組合議員が選出されておりますので、議席を指定いたします。佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合議会会議規則第 4 条第 2 項の規定により、川名部実議員の議席は 2 番、よろしいですね。伊藤壽子議員の議席は 3 番、蕨和雄議員の議席は 4 番、御園生浩士議員の議席は 7 番に指定いたします。

---

## 議長の選挙

- 副議長（及川俊子） 日程第 3、議長の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については地方自治法第 118 条第 2 項の規定により、指名推選にて行いたいと思います。これに関しご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 副議長（及川俊子） 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選の方法によることと決しました。

それでは、どなたかご指名がございましたらお願いいたします。

- 6 番（広瀬義積） はい。

- 副議長（及川俊子） 6 番、広瀬議員。

- 6 番（広瀬義積） 蕨議員を推薦いたします。

- 副議長（及川俊子） ただいま広瀬議員から議長に蕨和雄議員を推薦したい旨のご発言がありました。

お諮りいたします。蕨和雄議員を議長に指名したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 副議長（及川俊子） ご異議なしと認めます。

よって、蕨和雄議員が佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合議会議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました蕨和雄議員が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により、本席から告知をいたします。

これにて議長を交代いたします。

蕨議長、議長席へご移動の後、議長当選のあいさつをお願いいたします。

〔副議長、議長と交代〕

- 議長（蕨 和雄） 皆様改めまして佐倉市長の蕨でございます。ただいま議員の皆様のご推挙によりまして、葬祭組合議会議長を引き続き務めさせていただくことになりました。時代が大きく変化する中で、その責任の重さを痛感する次第でございます。今後とも議会が円滑に進みますよう、なお一層の努力をしていく所存でございますので、皆様のご協力を賜りますよう何とぞよろしくお願い申し上げます。それでは、着席させていただきます。

---

#### 会議録署名議員の指名

- 議長（蕨 和雄） それでは、日程第4、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第81条の規定により、川名部実議員、佐渡斉議員の両名を指名いたします。

---

#### 会期の決定

- 議長（蕨 和雄） 日程第5、会期の決定を議題とします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、会議規則第5条第1項の規定により、本日1日といたします。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（蕨 和雄） ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決しました。

---

#### 行政報告

- 議長（蕨 和雄） 日程第6、行政報告を事務局からお願いいたします。

- 事務局長（石井八仁） はい、議長。

- 議長（蕨 和雄） 石井事務局長。

- 事務局長（石井八仁） それでは、行政報告をさせていただきます。私、事務局の石井でございます。よろしくお願いいたします。

初めに、このたびの東日本大震災に係る岩手県陸前高田市の震災犠牲者火葬の儀の実施につきまして、岩手県からの要請により陸前高田市の被災者のご遺体につきまして広域火葬を実施したところでございます。この広域火葬には、千葉県、構成市町関係者、ボランティアによる導師等にご協力をいただきまして、身元不明のご遺体23名の火葬をとり行ったところでございます。

次に、5月25日にさくら斎場利用に伴う葬祭事業者説明会を開催いたしております。

さくら斎場の火葬場、式場をご利用いただくに当たりまして、ほとんどのご利用者が葬祭事業者を介しましてのご利用となっております。このためこの説明会はさくら斎場の円滑な運営が行うことができ

るよう、葬祭事業者のご理解、ご協力をいただくことを目的として開催したところでございます。

次に、さくら斎場における夏期節電対策につきまして、東日本大震災に伴う電力の供給不足により、政府はこの夏の電力不足対策である最大使用電力の削減目標について、企業、家庭ともに一律15%にすると正式に発表したところでございます。これを受けまして、さくら斎場におきましても15%削減を目標とし、節電対策を実施しているところでございます。

以上で行政報告を終わりにさせていただきます。

---

#### 議案の上程

○議長（藤 和雄） 日程第7、議案を上程いたします。

お諮りします。議案第1号から第5号までを一括議題とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤 和雄） ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号から第5号までを一括議題といたします。

次に、管理者に提案理由の説明を求めます。

○管理者（小坂泰久） 議長。

○議長（藤 和雄） 小坂管理者。

○管理者（小坂泰久） 管理者の小坂泰久でございます。本日ここに平成23年7月佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては公私ともご多忙中にもかかわらず全員のご出席を賜りまして、本会議が成立しましたことに対しまして、心からお礼を申し上げます。

また、このたびの組合議会議員の改選に伴い、佐倉市長選で再選されました藤和雄議員、新たに佐倉市議会より川名部実議員、伊藤壽子議員、酒々井町議会より御園生浩士議員をお迎えしての議会であり、それぞれご当選をお祝い申し上げると同時に、今後のご協力とご指導を切にお願い申し上げます。

また、ただいま議会議長に議員各位のご推挙によりまして藤和雄議員がご就任され、心からお祝いを申し上げますとともに、今後とも一層のご指導とご鞭撻のほどをよろしくお願い申し上げます。

ただいまから本臨時会に提案いたしました議案5件につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

議案第1号 専決処分の承認を求めることについてでございます。平成22年度の人事院及び千葉県人事委員会の勧告に準じまして、給与改正につきましては、平成23年度に係る事項を除き、平成22年12月1日に実施したところで、このたびは平成23年度に係る事項を改定したものです。

また、持ち家住居手当につきましては、持ち家手当受給者には経過措置を講じたものでございます。

改定につきましては、平成23年度から実施するため、平成22年度中に処理を要するもので、本来は組合議会の議決をいただくべきところ、諸般の状況から組合議会を開催することが困難でした。

そこで関係する条例の一部改正について、急施を要するものと認め、地方自治法第292条の規定により準用する同法第179条第1項の規定により専決処分いたしましたので、これを報告し、承認を求めるものでございます。

次に、議案第2号 佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定についてでございます。国家公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律が改正され、地方公務員の育児休業等に関する法律も同様に一部改正が行われました。これに伴い関係す

る育児休業等に関する条例について、所要の改正をしようとするものでございます。

次に、議案第3号 佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてでございます。現在の特殊勤務手当につきましては、職員の本来業務と委託業務と重複する内容であるため、職員限定で行う業務のみを特殊勤務手当とするため、所要の改正をしようとするものでございます。

次に、議案第4号 佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合斎場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定についてでございます。さくら斎場における利便向上の施策につきまして、議会のご意見、ご協議をいただきまして検討してまいりました。その結果、昨今の小規模で簡易な葬儀の要望にこたえるため、現状の施設内において組合内の方々が一定の時間で簡易な葬儀について実施できるように改善しようとするものでございます。これに伴い必要な使用区分及び使用料を設定し、改正を行おうとするものでございます。

次に、議案第5号 平成23年度佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組一般会計補正予算（第1号）についてでございます。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ208万2,000円を追加し、歳入歳出それぞれ2億4,794万2,000円としようとするものでございます。

補正の主な内容を申し上げます。歳入につきましては、告别室の使用料を新設しようとするものでございます。また、工事費等に係る財源につきましては、特定財源として施設整備基金から繰り入れしようとするものでございます。

歳出につきましては、第3告别室に係る改修費用等でございます。

以上、概要でございますが、詳細につきましては事務局より説明をいたさせます。何とぞよろしくご審議の上、ご可決くださるようお願い申し上げます。提案理由の説明を終わりにいたします。よろしく申し上げます。

○議長（蕨 和雄） 続いて、事務局長から議案の補足説明をお願いいたします。

○事務局長（石井八仁） はい。

○議長（蕨 和雄） 事務局長。

○事務局長（石井八仁） それでは、お手元の資料でございますが、議案第1から4号資料を行いたいと思います。そちらの資料でご説明をさせていただきたいと思います。

1ページ目をお開きいただきたいと思います。議案第1号資料でございます。こちらは専決処分の承認を求めることについてという内容でございます。

1、専決処分の理由等でございます。こちら平成22年度人事院及び千葉県人事委員会の勧告に準じまして、給与改定については、平成23年度に係る事項を除き、平成22年12月1日に実施したところです。そこでこのたびは平成23年度に係る事項を改定するものです。

また、持ち家、住居手当については平成23年度から廃止するもので、以前からの持ち家住居手当受給者には経過措置を講じようとするものです。

改定については、平成23年度から実施するため、平成22年度中に処理を要するものでしたが、構成市町の議会等の日程により時間的余裕がなく、議会招集の日程調整が困難なため、地方自治法第292条の規定により準用する同法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

内容でございますが、次の2ページをお開きいただきたいと思います。2ページの一番上の

いますが、期末・勤勉手当年間支給率の整合調整というものを行いました。

表をごらんいただきたいと思います。一般職の表でございますが、平成22年度6月計の欄で1.95月、12月が2.00月、合計で3.95月、年間計が3.95月となっております。

一般職の23年度の計欄でございますが、こちら6月が1.90月、12月が2.05月、合計は変わらず3.95月、年間計も3.95月です。この6月と12月の割合を調整したものでございます。

それから、ちょうど中段でございます。の持ち家住居手当の廃止及び廃止に向けた経過措置でございます。下の丸でございますが、現行というところで、平成22年度は4,300円を支給しておりました。改正後は平成23年度におきましては新規の分は廃止。経過措置といたしまして、平成23年度は3,000円の支給、平成24年度は1,500円の支給、平成25年度においてすべて廃止というものでございます。

なお、平成23年度の状況は、職員12名中、持ち家住居手当の対象者7名、家賃手当の対象者1名、住居手当の非対象者4名でございます。

の施行期日は、公布の日から施行するものと規定し、平成23年3月31日公布したところです。

(3)の専決処分日は平成23年3月31日というものでございます。

続きまして、7ページをお開きいただきたいと思います。議案第2号につきましてご説明いたします。こちら佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定についてということです。

1の制定理由及び改正概要でございます。国家公務員の育児休業等に関する法律等の一部を改正する法律が平成22年11月26日に成立し、同法の中で地方公務員の育児休業等に関する法律等について一部改正が行われました。

改正育休法は、平成22年8月10日の人事院からの意見の申し出を踏まえ、一定の常時勤務をすることを要しない職員について、仕事と生活の両立を図る観点から育児休業等を行うことができるものとする等々の改正を行っています。

地方育休法の改正は、一般職の非常勤職員について、国家公務員との権衡を考慮して行ったものであり、同法の施行に伴い、葬祭組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正を行おうとするものでございます。

この内容につきましては、各市町において既に改正した内容と同じでございます。説明は省略させていただきます。

続きまして、資料の14ページをお開きいただきたいと思います。議案第3号資料でございます。こちら佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について。

1、制定理由でございます。現在の特殊勤務手当(斎場業務手当)については、職員の本来業務と委託業務と重複する内容であるため、職員限定で行う業務のみを特殊勤務手当とするため、所要の規定を改正するものでございます。

2、改正概要、主な改正内容でございます。特殊勤務手当の支給に関する規則の改正に伴う改正条例の制定。改正前は4業務が対象でございました。の整骨、収骨、遺体保管、遺体搬送の各業務。改正後は1業務になります。の遺体搬送業務、これは霊柩車の運行のうち、斎場の発車から斎場まで戻ってくるまでのものでございます。

施行期日は、公布の日から施行し、平成23年4月1日から適用するものでございます。

4としましては、その業務の内容が記載してございます。

続きまして、16ページをお開きいただきたいと思います。議案第4号資料でございます。こちらは佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合斎場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定についてというものでございます。

1の改正理由でございます。(1) 利便向上施策の実施。さくら斎場における利便向上の施策について、議会のご意見、ご協議をいただきまして検討してまいりました。その結果、昨今の小規模で簡易な葬儀志向(お別れ会等)の要望にこたえるため、現状の施設内においても組合内の方々が一定の時間で簡易な葬儀について実施できるように改善しようとするものです。また、これに伴い必要な使用区分及び使用料を設定し、改正を行おうとするものです。

(2) 簡易な葬儀の実施内容。使用場所について、火葬棟には、現在、火葬前に最後のお別れとして使用している告別室が3室あります。そのうち第3告別室を簡易な葬儀が行える場所として活用するものです。使用時間については、斎場の業務に支障のない時間帯とし、前後に準備及び片づけ時間を各15分を含めて、午前8時45分から10時15分の範囲内とするものでございます。

なお、火葬の時間は、午前10時として設定するものです。

2の改正内容でございますが、18ページをお開きいただきたいと思います。新旧対照表でございますが、18ページの右側が旧条例でございます。こちらは附則の2の第2条に規定する葬儀に関する施設のうち、式場施設については当分の間、第6条に規定する組合内のみ使用を許可するものとするという規定でございましたが、この左側の新条例では、経過措置といたしまして、3号、第2条に規定する葬儀に関する施設のうち式場施設及び第3告別室については、当分の間、第6条に規定する組合内の者内のみ使用を許可するものとするということで、式場施設の後に第3告別室というものを付け加えてございます。

これは4号では、前項の規定にかかわらず、前項の許可を受けた当該使用者について組合外の者であることが判明し、管理者が認める場合には、当該許可は第3条第1項第2項の規定により許可を受けたものとするということで、これは例外規定といたしまして、許可を受けた者が組合外の者だったということが後で判明したときには、時間等の制限もございますので許可をしたものと認めるという例外規定を設けたものでございます。

それから、次の19ページの表でございますが、こちら中段以降でございますが、2の式場の次に第3告別室というものを付け加えてございます。その中で第3告別室使用料につきましては、組合内が5,250円、組合外が1万500円。摘要が火葬前の葬儀使用に限る。午前8時45分から午前10時15分という内容でございます。

また、16ページにお戻りいただきまして、最後の3番、一番下の欄でございます。施行期日、平成23年9月1日から施行しようとするものでございます。議会終了後、各市町に広報等の依頼、それからホームページ等の掲載いたしましてPR等を行って、9月1日から行うということを考えております。

続きまして、平成23年度佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合一般会計補正予算(第1号)の資料をごらんいただきたいと思います。

まず、1ページをお開きいただきたいと思います。こちら第1条でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ208万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億4,794万2,000円としようとするものでございます。

予算書の8ページをお開きいただきたいと思います。歳入でございますが、2款使用料及び手数料でございます。こちら3万6,000円の増額補正を行おうとするものでございます。こちら説明の中で年間30回ほどということの使用を見ていたわけですが、当該今年度につきましてはピーアール等に時間がかかる可能性があるということで、各月1回程度を見込みまして、5,250円掛ける7回程度ということで3万6,000円の歳入を見込んでおります。

それから、4款繰入金につきましては、204万6,000円の増額補正でございます。財政調整基金繰入金から10万2,000円、施設整備基金繰入金から194万4,000円を繰り入れようとするものでございます。

続きまして、10ページをお開きいただきたいと思います。こちら歳出の内容でございます。3款事業費、1項運営費、1目運営費でございますが、208万2,000円を増額補正しようとするものです。内訳につきましては、11節の需用費で10万2,000円、こちら印刷製本費でございますが、現在さくら斎場のパンフレットが1万6,800部ほど在庫がございます。こちらにつきまして訂正用シールを作成いたしまして、その使用内容、また金額、第3告別室に関する内容を貼りまして、今後もそれを使っていくということで、そのシールの作成等に10万2,000円を計上したものでございます。工事請負費は120万8,000円の増額でございます。こちらにつきましては第3告別室の改修工事といたしまして、カーテンレールの取り付け、それから吸音カーテンの設置等を行う予定でございます。

18節の備品購入費につきましては77万2,000円でございます。内訳は先ほども触れましたが、受け付けテーブル、いす、いす保管台車等々を購入する金額でございます。

以上が議案のほうの内容でございます。説明を終わらせていただきます。

○議長（蕨 和雄） これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（蕨 和雄） 質疑なしと認めます。

---

#### 討 論

○議長（蕨 和雄） 続いて討論を行います。

討論はございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（蕨 和雄） 討論なしと認めます。

---

#### 採 決

○議長（蕨 和雄） これより採決を行います。

議案第1号を採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（蕨 和雄） ありがとうございます。挙手全員であります。

よって、議案第1号は原案のとおり承認されました。

議案第2号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

- 議長（藤 和雄） ありがとうございます。挙手全員であります。  
よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。  
議案第3号を採決いたします。  
本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

- 議長（藤 和雄） ありがとうございます。挙手全員であります。  
よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。  
議案第4号を採決いたします。  
本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

- 議長（藤 和雄） ありがとうございます。挙手全員であります。  
よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。  
議案第5号を採決いたします。  
本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

- 議長（藤 和雄） ありがとうございます。挙手全員であります。  
よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

---

#### 一般質問

- 議長（藤 和雄） 日程第8、一般質問を行います。

7番、御園生議員の質問を許します。

御園生議員。

- 7番（御園生浩士） 7番議員、御園生浩士でございます。ただいま議長よりお許しをいただきましたので、一般質問通告に従いまして質問させていただきます。なお、先ほど行政報告の中にございました説明の内容についての質問でございますので、過不足ございましたら、この質問の中で入れていただければというふうに思います。

昨年同様ことしも非常に暑くなっております。昨年については非常に記録的な暑さということで、日本全国暑さに見舞われました。ことしについても梅雨も早く明けまして、昨年同様の暑さだというふうに理解しております。また、ことしについては東日本大震災の影響もございまして、電力が不足されることが予想されておまして、東電のほうから電力の節減ということで、各県、日本全国、民間会社に至るまで津々浦々指導のほうが入っておりますが、その中で節電対策について、東日本大震災により電力不足が先ほど申しましたように懸念されておりますが、本年度の当施設の節電対策についてお伺いします。

1つは、昨年度、猛暑の中ではございましたが、月別電気料金と金額について、1点はお伺いいたします。

2点目については、国より節電について目標値が示されたわけですが、その目標値をどのように設定しクリアしていくのかお伺いいたします。日本には春、夏、秋、冬、温かい、寒い日もありますので、

その辺どのようにクリア、個々にクリアしていけば全体でもクリアできると思いますので、個々のクリアの数値目標等言っていただければと思います。また、この施設には保存の冷蔵庫がございます。その部分についてはかなり電気も消費されることと思いますので、その部分についてもお伺いをいたします。

3番目に、不特定多数の利用者がこの施設を訪れるわけですが、管理運営上、関連法令の照度を保つ方法についてお伺いいたします。これは労働基準もございませうし、それから一般の方がお客様としてお迎えしなければならないでしょうし、そういったところをお聞かせいただければと思います。また、建築確認上の法令もございませう。その辺のところでもルクス、または温度設定、そういったところもお聞かせいただければと思います。

それから、先ほどもございましたが、4番、被災地の方々の施設利用についてお伺いいたします。先ほど報告がなされましたので、追加事項で何かございましたらお聞かせいただければと思います。

それから、第5番目に、当施設の今後の省エネ器具、ただいまLED、非常に高かったのですが、この震災後、各メーカー大いに増産をしまして単価を安く供給しようというふうに取り組んでおられますけれども、その中でこの施設、LED対応で節電ができるような施設、場所等あれば、その今後の交換予定、それからこのようなことでこれだけの節電をしたいというようなお話をお伺いできればと思います。

以上です。よろしくお願ひします。

○議長（藤 和雄） 石井事務局長。

○事務局長（石井八仁） それでは、お答えする前に資料をお配りさせていただきたいと思ひます。

〔資料配付〕

○事務局長（石井八仁） それでは、まずご質問の1点目の昨年度の月別の電気使用量と料金につきまして、ただいまお手元のほうに配付しました一般質問1の資料、電気使用量及び電気使用料金の状況の表をごらんいただきたいと思ひます。この表をごらんになっていただきますとわかりますように、昨年度につきましても7月、8月、9月が電気の使用量、それから電気料金ともにこの3カ月が多くなっているところがございます。

次に、2点目のご質問についてでございますが、この議会終了後の全員協議会において説明を行う予定の資料がございますので、その資料でご説明をさせていただきたいと思ひます。今お配りいたしました別紙1のさくら斎場における夏期節電対策についてという資料をごらんいただきたいと思ひます。こちらの資料で1の節電の内容でございますが、東日本大震災に伴う電力の供給不足により、政府は今夏の電力不足対策である最大使用電力の削減目標として、企業、家庭とも一律15%にすると正式に発表しました。これを受け、さくら斎場においても下記の(1)から(3)の合計により、15%削減を目標として、節電対策を実施することとしますということでございます。

(1)は照明設備に係る電気使用量は30%以上削減しますというものでございます。

それから、(2)におきましては、空調設備に係る電気使用量については、会葬者、特に男性は上着、ネクタイ着用は大多数であり、遺族は高齢者が多く、近親者を亡くし、心身ともにストレス状態にあるなどの理由により、設定温度を28度以上にすることは難しいと想定されることから、設定温度は26度として、10%程度の削減を目標としています。昨年までの例を言いますと、昨年は大体23度ぐらいまで上げておったわけですが、それをことしは26度設定ということで対応しております。なお、当斎場の主たる空調設備は、都市ガスを使用しております。

(3)、その他のOA機器等の機器に係る電力使用量は5%以上削減するという目標であります。こ

の合計で15%削減というものを目指しております。

それから、質問2の中で今後の内容でございますが、夏以後の対策につきましては、今夏の節電対策を継承した上で、できることを年間通じて継続していきたいと考えております。特に冬の暖房温度につきましては、今後の状況を注視していきたいと考えております。また、ご遺体の保存につきましては、これまでどおり霊安室の温度を1度Cの設定で対応していくところでございます。これ変わらずということでございます。

それから、ご質問の3点目でございますが、こちらは先ほどの別紙1の資料の(1)の米印の表でございますが、照度の最低基準として、以下の作業区分に応じた照度を参考として、現在削減等を行っております。労働安全衛生法第23条、同規則第604条によりまして、精密な作業、製図等書く場合には300ルクス以上、普通の作業は事務所等につきまして150ルクス以上、粗な作業としまして、通路、階段、トイレ等が70ルクス以上。この基準をめどに設定しているところでございます。

次に、4点目のご質問でございますが、こちらは行政報告でも述べましたが、当斎場におきましては、陸前高田市における災害犠牲者23名のご遺体を4月17、23、29日の3日間で火葬したところでございます。この火葬料金につきましては、組合外の料金として184万円を災害救助法に基づき岩手県に請求したところでございます。今後の対応につきましては、現在福島県からは各地に避難している被災者の火葬を行った場合は福島県に請求するようにと依頼通知が各市町村に届いているところでございます。今のところ、そのほかの被災県からの通知はないようですが、要請があった場合にはその要請に沿って対応していきたいと考えております。

次に、5点目のご質問ですが、先ほどのさくら斎場における夏期節電対策についての資料の3ページをお開きいただきたいと思っております。3ページの下から4行目にございます5番の今後の節電対策についてというところをごらんいただきたいと思っております。(1)としまして、日射を受けるガラス面に、遮熱フィルムまたは遮熱塗料を施工します。現在2階待合室の窓ガラスに遮熱フィルムを試験的に張っております。効果を確認した後、その他の窓ガラスにも施工する予定でございます。

(2)、LED電球の交換についてでございます。こちら式場ホールの電球40ワット10個をLED電球5.4ワット相当に交換する予定です。エントランスホールの電球14個は、LED電球に交換する予定です。受け付け入り口と門の電球60ワット16個は、LED電球7.7ワット相当に交換する予定です。庭園の電球40ワット10個をLED電球5.4ワット相当に交換する予定です。外灯及び避難誘導灯をLED照明等の省エネタイプに交換していく予定でございます。

(3)といたしまして、中長期修繕計画の課題事項といたしまして、今現在当斎場にもこの施設につきましてファシリティーマネジメント、各市町の担当者におきましてその検討会をこちらでお願いしております、その中でも照明器具等の見直しをお願いする予定でございます。

以上がご質問に対するお答えでございます。よろしくお願いたします。

○議長(藤 和雄) それでは、再質問に関しましては2回をめどとしてお願いいたしますが、ご質問。

御園生議員。

○7番(御園生浩士) 懇切丁寧な説明ありがとうございました。何点かお聞かせいただきたいと思っております。1つは、こちらの施設についてはふなれな方といいますか、ふだん利用されない方がこちらを利用すると思っております。そういった場合に告別式と通夜等ございますけれども、夜間の利用ということは非常

に他の施設に比べて利用頻度が高いと思います。ほかの役場の建物ですと非常階段等は電気等は消したままで、冬場なんか暗いときなどは非常に足元がおぼつかなくて、こういう施設をお年寄り、それから知らない人が多く利用しますので、その辺についてはどのようにしていくかお聞かせください。

それから、あとお願いでちょっと質問を終わりますけれども、LEDについてはただ単に省エネのタイプとそれから蓄電をしまして停電になっても電気が何時間かついておるという医療用の関係のLEDなのですけれども、そういったものもございませう。予算の許される中で大事なところにはそういったものをつけたりとか、また避難通路とか廊下についてはそういうものを考えてみるのもいいのかなというふうに思っております。これについてはお願いでございますので、検討していただければと思います。よろしく申し上げます。

○議長（蕨 和雄） 事務局長。

○事務局長（石井八仁） 当齋場におきましてはご質問の非常灯につきましては常時点灯したままでございます。

その後、お願い事項ということでございますが、必要なLEDにつきましても今後検討させていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（蕨 和雄） よろしいですか。

○7番（御園生浩士） はい。

○議長（蕨 和雄） これにて御園生議員の質問は終結いたします。

---

#### 閉会の宣告

○議長（蕨 和雄） 以上をもちまして本日の日程はすべて終了いたしました。

これにて平成23年7月佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合議会臨時会を閉会いたします。

午後3時11分 閉会

以上のとおり会議の顛末を録しここに署名する。

議 長 蕨 和 雄

副議長 及 川 俊 子

議 員 川 名 部 実

議 員 佐 渡 育